

産前産後休暇代替職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種 労働基準部労災補償課の一般職員（産休代替職員）

2 業務内容

【主な業務】

課内の庶務業務及び調整業務

その他、労災補償課内に係る業務及び同課職員の業務補助

3 募集人員 1名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

学歴：不問

資格・免許：不問

年齢条件等：61歳以下（62歳定年制による）

(2) 以下に該当する方は応募できません

① 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

② 国家公務員法第81条の6（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

5 採用方法

採用については人事院規則8-12第42条2項第3号及び第18条第1項第9の2号に基づき選考とする。選考は同規則8-12第21条第1項、第2項により書類審査・論文試験（1次選考）、面接試験（2次選考）を実施します。

6 採用日

令和7年9月1日を予定

任期は令和7年9月28日まで

なお、産休代替任期付職員として採用後、この期間の業務を良好な成績で遂行した場合は、引き続き育休代替任期付職員として再採用（約1年6か月）される可能性があります

- 7 勤務地 石川労働局労働基準部労災補償課
(金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階)
- 8 勤務時間・休暇
勤務時間は1日7時間45分、休日は土・日曜日及び祝日
年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇等は規則によります。
- 9 身分及び処遇
身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。
俸給決定等については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮して決定します。
- 10 応募方法
- (1) 提出書類
- ① 履歴書、職務経歴書及び紹介状
履歴書・職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付の上、応募資格、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください。
- ② 論文の提出
次の課題について、論文による書類審査を実施します。
《論文の課題》(800文字程度)
「個人情報を取り扱う際に心がけること、重要なことは何か。あなたの考えを述べてください。」
- (2) 応募方法
(1)①及び②について、1つの封筒に同封し、郵送又は直接持参により応募書類を下記11に提出してください。
応募の秘密については厳守し、目的外に使用しません。
- (3) 応募期限
令和7年8月5日(火) 17時まで
- (4) 選考方法
【第1次選考】：書類審査(経歴及び論文) 令和7年8月8日(金) 結果通知発送予定
【第2次選考】：人物試験 令和7年8月14日(木) 午後予定
採否通知：令和7年8月20日(水) 発送予定
※ 第1次選考、第2次選考において不採用となった方の履歴書等は、各通知に同封して返却します。

11 応募等に関する照会先

石川労働局総務部総務課人事係（任期付任用職員募集担当）

住所 〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎6階

電話 076（265）4420